

宇都宮市 地域新電力 事業パートナー公募型プロポーザル
第1回審査委員会

日時 令和2年11月6日(金)

午前10時～午前11時

場所 宇都宮市役所 議会棟3階 第2委員会室

議事次第

1. 地域新電力の概要及び審査委員会について
2. 募集要項(案)及び選定基準(案)について
3. その他

宇都宮市地域新電力事業パートナー
公募型プロポーザル審査委員会設置及び運営要領

(委員会設置)

第1条 宇都宮市地域新電力事業（以下「事業」という）として事業者と市が共同出資し「(仮)宇都宮市地域新電力会社」を設立するに当たり、競争性、公平性及び透明性を確保し事業者を選定するために、宇都宮市地域新電力事業パートナー公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 募集要項及び選定基準への助言、検討に関する事項
- (2) 提案書等の審査及び優秀提案の選出に関する事項
- (3) その他、提案書等の審査・選定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は、別表第1に掲げるものをもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総括する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が召集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に職務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、直接又は間接を問わず、事業に係る応募に関与してはならない。

(秘密の保持)

第6条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。ただし、市及び委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を宇都宮市環境部環境政策課に置き、委員会の庶務を処理する。

2 市が委託したアドバイザー等は、委員会の事務局に参加することができる。

(補則)

第8条 委員会の運営、その他の必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和2年11月6日から適用する。

2 この要領は、事業者の選定が終了したときにその効力を失う。

別表1 委員会の委員長及び委員（第3条関係）

区 分	所属・役職	氏 名
委員長	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授	横尾 昇剛
委 員	日本公認会計士協会東京会栃木県会 公認会計士	江原 照雄
委 員	栃木県弁護士会 弁護士	五味淵 郁章
委 員	早稲田大学 理工学術院 教授	林 泰弘
委 員	一般社団法人 日本シュタットベルケ・ ネットワーク 理事	諸富 徹